

江戸川区立新堀小学校 P T A 個人情報取扱規程

第1条 目的

この規程は、江戸川区立新堀小学校 P T A（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
本会規約第12章第25条に基づき、定めるものとする。

第2条 定義

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。個人が識別できる画像データも対象とする。
2. 保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
3. 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう
4. 本部役員：本会の役員会を構成する者をいう。
5. 常任委員：本会の常任委員会を構成する者（役員を含む）をいう。
6. 会員：本会会員および本会の指揮命令を受けて本会の運営に従事する者をいう。

第3条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第4条 個人情報保護管理者

1. 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。
2. 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
3. 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。特別に定めない限り、代理管理者は本部役員とする。

第5条 周知

本会において取得し、保有する個人情報の取扱方法は、総会資料、通知等の方法により会員に周知するものとする。

第6条 利用目的

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- a. 各種行事の案内
- b. 会費の請求等の連絡
- c. 本会の運営に関する文書、書類等の作成、送付
- d. 本会の本部役員、常任委員及び会員の名簿等の作成
- e. 本会役員選考に関する連絡
- f. 運動会など学校行事で撮影した画像データを、新堀だよりの作成や学校ホームページに掲載する場合
- g. 本部役員が PTA 活動に必要であると判断した場合
- h. その他本会の事業に関して本人の同意を得たもの

第7条 個人情報の収集

個人情報の収集は、本会活動に必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集し、利用目的を明確に定める。ただし要配慮個人情報（人種、信条、宗教、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害歴、その他社会的差別や偏見の原因となる事項）については取得しないものとする。

第8条 個人情報の保管

個人情報データベース等は、次に掲げる媒体の区分に応じ、各媒体の定める方法により保管することとする。

- a. 紙媒体：施錠保管
- b. 電子データ：ファイルにパスワードを設定する等の適切な方法による保管

第9条 個人情報の管理

1. 個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の項に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。
 - a. 紛失、破損その他の事故防止
 - b. 改ざんおよび漏洩の防止
 - c. 個人情報の正確性および最新性の維持
 - d. 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去
2. 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
3. 年度を単位として保有および管理し、必要がなくなった個人情報は適切に破棄するものとする。

第10条 個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各項のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- a. 法令に基づく場合
- b. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- c. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- d. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるあり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第11条 第三者への提供の制限

本会は、収集した個人情報に事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各項のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- a. 法令に基づく場合
- b. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- c. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- d. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第12条 第三者からの提供

本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（運営者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各項のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- a. 法令に基づく場合
- b. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- c. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- d. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第13条 保有個人情報の開示、訂正、削除請求

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加又は削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第14条 秘密保持義務

本会の会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

第15条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第16条 漏えい時の対応

個人情報を漏えい等（紛失を含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに個人情報保護管理者に報告する。

第17条 研修

個人情報保護責任者は、本部役員、常任委員、その他個人情報を取り扱う運営者に対して、定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第18条 雑則

この規程は、法令の改正又は実務上の不備が生じた場合には、本会の役員会で協議、検討等を行い、改定することができる。改定を行った場合は、第5条に規定する方法により会員に周知するものとする。

付則

この規程は、2018年（平成30年）4月1日より施行する。